

養育費確保のための 費用を補助します！

2026年4月より、養育費確保のために要した費用を補助する 「新発田市養育費確保支援」が始まります！

令和5年度に実施した、ひとり親家庭への養育費に関するアンケート結果では、約6割の方が養育費を受け取っておらず、また養育費の取決めすらしていない方が4割に及んでいます。ひとり親家庭の方が安心して子育てでき、自立した生活を送るためにも、養育費の確保が求められています。そこで新発田市では、4月より「新発田市養育費確保支援」をスタートさせ、養育費確保に係る費用を補助します。

1. 対象となる費用

●公正証書等作成費用 ●強制執行申立て費用 ●養育費保証契約費用 ●紛争解決手続のための費用

- ・養育費確保のため、強制力のある「公正証書」を作成するための費用を補助します。公正証書作成のために弁護士等に相談した費用や、公証人手数料などがこれにあたります。
- ・強制執行申立てで、申請者が負担する申立手数料や戸籍謄本取得費用などがこれにあたります。
- ・養育費の支払について保証会社と契約期間1年以上の養育費保証契約を締結した際、その保証料や手数料などがこれにあたります。
- ・養育費の内容を含む裁判外紛争解決手続（ADR）を利用した際に要した費用（申込料、依頼料及び調停に要した費用など）がこれにあたります。

2. 補助金の申請

養育費確保費用の補助を受けるためには、申請が必要です。申請用紙は市役所2階社会福祉課にありますので、社会福祉課の窓口にて申請してください。

※事前のご相談をお勧めします。詳しくは下記担当までお問合せください。



■ お問合せ

新発田市 社会福祉課 ひとり親家庭支援係

☎ 0254-28-9222

市ホームページ：<https://www.city.shibata.lg.jp/>

